

## 解雇・退職とは何？

Dさんの場合



あなたはクビだよ。明日から来なくていいよ。

えっ?! 突然?!  
理由は何ですか?



Eさんの場合



受験もあるし、そろそろ  
アルバイト辞めたいなあ。  
どうしたらいいの?

DさんとEさんの場合で  
何が異なるのか、次のペ  
ージで見てください。



## かいこ 解雇とは

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

正当で納得できる理由がないと、会社は自由に解雇できません。

※期間の定めのある契約(契約社員など)の場合、その期間は、労働者と会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「**やむを得ない理由**」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。予告がない場合は(30日-解雇日までの日数)分の平均賃金(1日あたりの賃金の平均)を支払う必要があります。

## たいしよく 退職とは?

労働者が自らの意思で、会社を辞めること。

### ◆期間の定めのない労働契約(正社員など)における退職

会社の同意は必要なく、いつでも退職をすることができます。

退職の意思表示をした日から2週間経てば、辞めることができます。就業規則(p9参照)などに「退職の1か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、円満に(争いなく)退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。

### ◆期間の定めのある労働契約(契約社員など)における退職

原則、期間の途中では退職できません。ただし、「やむを得ない理由(重大な病気やケガなど)」がある場合は辞めることができます。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任(弁償など)が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、円満に退職しましょう。

